

労働相談ホットライン

～仕事で悩むあなたをサポート
応援します～

2024年6月4日(火)～5日(水)
10:00～19:00

これって
当たり前？



それって
おかしく
ない？



マタニティ・ハラスメント

育休を取得して職場復帰しようとしたら、正社員からパートタイマーになるように言われた。

解雇・雇止め

半年ごとの有期契約で、もうすぐ5年目になる直前で、「次の契約更新はない」と告げられた。

年次有給休暇

パートタイマーには有給休暇はないと言われ、休むと欠勤扱いになる。

嫌がらせ

育児のため短時間勤務をしているが、「あなたのせいで私たちの負担が増えている」と同僚から嫌味を言われる。

休憩時間

休憩時間でもお客様が来れば、対応しなくてはならず、食事をとる時間もない。

労働相談ホットライン

フリーダイヤル

いこうよ

れんごうに



0120-154-052

相談
無料

秘密
厳守

携帯・スマホ
OK

2024年6月4日(火)～5日(水) 10:00～19:00

※上記期間以外も受付しています。※受付時間は地域によって異なります。

LINEで相談!

期間限定

6月4日(火)
～5日(水)

10:00～15:00
(最終受付14:30)



オンライン
(Zoom)
組合づくり相談

詳細は裏面へ

労働相談
チャットボット
「ゆにボ」



フリーランス
課題解決サイト
「Wor-Q」



日本労働組合総連合会 (連合)

連合 Q